

# 清水町 三世代同居支援事業

どういう事業なんですか？

三世代以上の世帯が同居のために、2017年10月1日以降新たに清水町に住宅を取得し、居住する場合に**助成金 10万円**を交付しています。

申請手続きはどうしたらいいんですか？

必要書類をご用意のうえ、**役場窓口**へ提出をお願いします。

まずは**清水町役場**までお問い合わせください。

対象者の条件はあるんですか？

- 中学生以下の子を含む「子世帯」とその「親世帯」等で3年以上同居を継続することが可能な方
  - 世帯員全員に町税等の滞納がない方
  - 建物の登記完了から6か月以内の方
- などの条件があります。

建物の条件はありますか？

- 建築基準法その他関係法令に違反していない住宅
  - 居住用部分の割合が延べ床面積の2分の1以上で、面積が50㎡以上の住宅
- などの条件があります。

**新築一戸建住宅**はもちろん、**中古住宅、新築・中古分譲マンション、住宅の建替え**、でも対象になります。

## 提出書類

- 清水町三世代同居支援事業助成金交付申請書
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 建物登記簿の全部事項証明書（発行後3か月以内）の原本
- 対象住宅の居住用面積等が確認できる書類
- 建築基準法に規定する検査済証（工事が法令に適合していると認められた場合に交付される書面）の写し
- 世帯員全員の町税等に滞納がないことの証明書
- 三世代世帯の関係を証明できる戸籍全部事項証明書等の写し
- 母子健康手帳の写し（子が出産予定の場合）

申請書類は**役場窓口**もしくは**Webサイト**から！

清水さん一家の場合は一例です。助成金に関するご相談・ご質問は下記までお願いします。

**清水町役場 TEL : 055-981-8279** (直通電話)

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210 番地の1 清水町 企画財政課 企画調整係 (役場3階)

Webサイトはこちら



# 清水町 定住促進事業

どういう事業なんですか？

町内への定住を希望して新たに住宅を取得し、5年以上お住まいになる若者夫婦世帯等に対し、**助成金を交付**しています。  
清水さんご一家の場合、**清水町定住促進事業の対象**にもなります。

最大  
**60万円**

住宅の区分	助成金額	県外からの転入世帯
新築住宅	20万円	30万円を加算
中古住宅	10万円	15万円を加算

※住宅を取得した時点において、小学生以下の扶養する子がいる場合、10万円を加算

## 対象者

- 夫又は妻のいずれかが満40歳未満である夫婦
- 中学生以下の子と同居・扶養している満40歳未満のひとり親

## 対象となる住宅

- 夫婦又はひとり親の持分が2分の1以上の住宅
  - 建築基準法その他関係法令に違反していない住宅
  - 居住用の部分が延べ床面積の2分の1以上で、面積が50㎡以上の住宅
- などの条件があります。

※住宅の建替え、公共工事に伴う移転補償、相続等によって取得した住宅等は対象外です。

## 提出書類

- 1 承認申請をする時（住宅の工事契約・売買契約後）
  - 清水町定住促進事業承認申請書
  - 申告書
  - 工事請負契約書又は売買契約書の写し
  - 世帯員全員の町税等に滞納がないことの証明書
  - 対象住宅の居住用面積が確認できる書類

承認を受けた方

- 2 交付申請をする時（住宅を取得し、居住開始後）
  - 定住促進事業助成金交付申請書兼実績報告書
  - 住宅の登記事項証明書
  - 建築基準法に規定する検査済証（工事が法令に適合していると認められた場合に交付される書面）の写し